

同志社大学の大学運営に関する方針

同志社大学は、「キリスト教主義」「自由主義」「国際主義」を掲げる教育理念の下、学部及び大学院研究科が定める「人材の養成に関する目的」を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するため、大学運営のあり方を下記のとおり整理し、明確化する。

記

1. 本学は、大学の教育研究活動の遂行とその水準の向上の自律性を保障するため、学長の下に教育研究組織及び管理運営に係る事務機構を組織し、学長が大学の教学及び管理運営の職務を一元的に統括する大学運営体制を敷く。
2. 本学の運営組織に関する事項は、「同志社大学事務機構規程」及びその他諸規程に定める。
3. 本学は、「同志社大学学則」、「同志社大学大学院学則」及び「同志社大学専門職大学院学則」の規定に基づき、校務をつかさどり所属職員を統督する学長のほか、学長を助け命をつかさどる副学長、学部に関する校務をつかさどる学部長、その他大学運営に必要な所要の職を置く。
4. 学長の選出に関する事項は、「同志社大学長候補者選挙規程」に定める。学部長及び研究科長の選任に関する事項は、各学部及び研究科にて定める。副学長及びその他大学運営に必要な所要の職に関する事項は諸規程に定める。
5. 本学の意思決定は、「同志社大学学則」、「同志社大学大学院学則」及び「同志社大学専門職大学院学則」の規定に基づき、部長会において教授会等の意見を聴き、その審議を経て学長が行う。意思決定のうち、中長期的方針に関わる事項の審議とその達成状況の検証は、大学評議会の審議を経て学長が行う。大学評議会及び部長会に関する事項は、それぞれ「同志社大学評議会規則」、「同志社大学部長会規程」に定める。
6. 本学は、学部及び研究科の意思の発信と全学レベルでの調整、大学が決定した事項の学部及び研究科への発信と浸透を円滑にするため、大学評議会と部長会のほか、各主任職（教務主任、教務〔入学〕主任、教務〔国際〕主任、学生主任、研究主任）で構成するそれぞれの主任会議を置く。各主任会議に関する事項はそれぞれの会議内規に定める。
7. 教授会及び研究科教授会の審議事項は、「同志社大学学則」、「同志社大学大学院学則」及び「同志社大学専門職大学院学則」に規定し、その他必要事項は各学部及び研究科において定める。
8. 本学は、教職協働で大学運営にあたりるとともに、適切かつ効果的な運用を図るため、学長は、教職員に必要な知識及び技能の習得、並びにその能力及び資質の向上のための研修等（いわゆるスタッフ・ディベロップメント）を積極的に実施する。スタッフ・ディベロップメントに関する事項は「同志社大学スタッフ・ディベロップメント推進内規」に定める。
9. 本学は、教育研究活動をより一層安定して遂行するため、学生生徒等納付金以外の収入獲得に努め、とりわけ「同志社大学 2025 ALL DOSHISHA 募金」においては 50 億円を募金目標額とする。

以 上